

平成25年度第8回 奈良県公益認定等審議会 会議の概要

- 1 日 時 平成25年12月16日(月) 午後2時～4時
- 2 場 所 奈良県庁第1会議室
- 3 出席者 審議会委員
中川幾郎会長、以呂免義雄会長代理、里見良子委員、田中敬一委員、福本葵委員

事務局
総務部総務課 森藤課長、芝池課長補佐、米田公益法人係長、大木主査、石河主査、浅井主任主事
- 4 議 題 (1) 諮問案件について
(2) 公益法人に対する立入検査結果について
(3) 公益法人に対する報告徴収について
- 5 公開・非公開の別 非公開
非公開理由
議題(1) : 「奈良県公益認定等審議会の会議の公開について(平成20年11月6日奈良県公益認定等審議会決定)」1イに該当
議題(2)及び(3) : 「奈良県公益認定等審議会の会議の公開について」1ウに該当
- 6 審議概要 議題(1) ・平成25年11月12日付け、平成25年11月13日付け、平成25年11月15日付け、平成25年11月18日付け、平成25年11月19日付け、平成25年11月20日付け及び平成25年11月22日付けで諮問された10件について審議を行い、答申を決定した。
・平成25年6月13日付け、平成25年11月18日付け、平成25年12月5日付け、平成25年12月9日付け、平成25年12月10日付け及び平成25年12月12日付けで諮問された10件について審議を行った。
議題(2) ・公益法人に対する立入検査結果について、事務局から立入検査実施報告書に基づき報告を行った後、立入検査結果通知書の内容について審議を行い、原案の立入検査結果通知書により法人あて通知することを決定した。なお、軽微な字句修正については会長に一任することも併せて決定した。また、次回の立入検査実施予定時期についても併せて決定した。
議題(3) ・公益法人に対する報告徴収について、事務局から説明を行った後、審議を行い、原案の報告徴収文書により法人あて報告徴収することを決定した。なお、軽微な字句修正については会長に一任することも併せて決定した。